第1章 計画の基本的な考え方

1.計画策定の背景

障害のある人をめぐる制度は、従来の「措置制度」から、平成15年の「支援費制度」導入により、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者との契約によってサービスを受けるという、「自己選択、自己決定」の制度へと改革されました。

そして、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、「支援費制度」に おける課題であった年齢や障害種別を越えたサービス体系の一元的な制度が確 立されました。さらに市町村に対して、障害福祉計画の作成を義務付け、サービ スの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

その後、障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや相談支援の充実がされ、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)が施行されました。

こうした中、宇治市では、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念を実現するため、障害者総合支援法及び国から示された基本指針に基づき、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」、「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4期宇治市障害福祉計画を策定するものです。

2.計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけ(法定根拠)

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」となる法定計画であり、同法において定める「基本指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)に規定されている次の事項を踏まえ、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供体制の整備について定めるものです。

「基本指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)

(抜粋~市町村障害福祉計画の作成に関する事項~)

- 1.障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指 定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の 確保のための方策
- 3. 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 4.指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援 及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機 関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実 施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間

「宇治市障害者福祉基本計画」は障害者施策全般について定めた計画であり、 障害福祉計画は、宇治市障害者福祉基本計画に掲げられている施策のうち、特 に障害のある人の生活支援に係る施策について、障害者総合支援法に基づく各 種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。

障害福祉計画は宇治市障害者福祉基本計画の障害福祉サービス分野における "3か年の実施計画"と位置づけられます。

<障害福祉計画の位置づけ>

上位計画

・宇治市総合計画



障害者施策における計画

・宇治市障害者福祉基本計画 (計画期間 平成24年度~平成35年度)



·宇治市障害福祉計画(計画期間 3年間)

障害福祉計画の期間



第2章 障害福祉サービスの利用状況

平成24年度から平成26年度(平成26年度は見込)までの第3期計画期間 における障害福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。なお、各年度の数 値は3月の実績となっています。

訪問系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分		単位	24年度	25年度	26年度(見込)
	利用者数	人	225	230	244
居宅介護	利用実績	時間	3,943	3,939	4,010
手 庇	利用者数	人	4	4	4
重度訪問介護	利用実績	時間	144	160	152
□红摇莲	利用者数	人	25	37	33
同行援護 	利用実績	時間	478	611	588
行動援護	利用者数	人	28	33	33
11」劉扬喪	利用実績	時間	700	688	756
合計	利用者数	人	282	304	314
	利用実績	時間	5,265	5,398	5,506

居宅介護と行動援護は、利用実績が平成25年度ではあまり増減はなく、平成26年度では増加する見込みです。重度訪問介護の利用者数は横ばいで、同行援護は、平成25年度で利用者数、利用実績とも大幅に増加しました。

日中活動系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度(見込)
—————————————————————————————————————	人	333	367	374
生活介護	人日	6,200	6,721	6,906
自立訓練(機能訓練)	人	3	3	3
日立訓練 (残能訓練)	人日	32	38	35
自立訓練(生活訓練)	人	32	50	53
日立訓練(主方訓練)	人日	300	514	521
就労移行支援	人	35	33	37
机力炒门又按	人日	523	491	552
就労継続支援(A型)	人	61	73	74
机力 船 测 又 按 (八 至)	人日	1,276	1,393	1,480
就党继续古撰(D刑)	人	218	230	244
就労継続支援(B型)	人日	3,468	3,743	3,926
療養介護	人	29	30	30
短期入所	人	116	112	114
应知八門 	人日	589	516	552

人日 ... 人数 x 1人当たりの平均利用日数

生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援(A型、B型)は利用者数、利用実績とも年々増加しています。就労移行支援、短期入所は、平成25年度に利用者数、利用実績が一旦減少し、平成26年度は増加する見込みです。また、自立訓練(機能訓練)と療養介護の利用者数は横ばいです。

居住系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度(見込)
共同生活援助	人	69	91	102
施設入所支援	人	132	139	137

共同生活援助は平成25年度・26年度に新たに事業所が開設され、実績値が 増加しています。

施設入所支援については、施設入所者の地域移行が進む一方で、重度の障害のある人が多く、平成26年度では介護者の高齢化等に伴い入所を希望される人数が地域移行者数を上回る見込みです。

相談支援等の利用状況(1か月当たり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度(見込)
計画相談支援	人	153	179	532
地域移行支援	人	2	1	1
地域定着支援	人	1	3	4

計画相談支援等は、平成24年度の法改正により創設されています。

計画相談支援は、平成26年度末時点では大幅に増加する見込みです。また、地域定着支援は、少しずつ増加しています。

障害福祉サービスの概要

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護 や、外出時の移動の支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が著し〈困難な人の外出時に、移動の援護や必要な情報の提供 などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が著し〈困難な人に、危険を回避するために必要な 支援や、外出時の支援を行うサービスです。
生活介護	重度の障害により、常に介護が必要な人に、通所施設で入浴、排せつ、食事などの介護や、訓練又は作業の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向 上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向 上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労ができるよう、通所施設で一定の期間、就労に必要な知識及び 能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の 向上のために訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識 及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、 機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せ つ、食事などの介護を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護 を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動 に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その 他必要な支援を行うサービスです。

第3章 計画の基本方針

地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また、施設入所及び入院している障害のある人が地域生活へ移行し安心して暮らすことができるようサービス提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

今後もそれぞれの障害の状態に応じてサービスを組み合わせ、総合的に支援していくことで、地域生活への移行をより一層進めていきます。

働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援の整備

障害のある人にとって働くことは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働 を通じて喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現 を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱となるものです。

また、学校卒業後に、能力と適性に応じた進路選択ができるとともに継続して 就労ができるよう、福祉、教育、労働等の各分野の連携をより一層強化する必要 があります。このため、行政の関係部署はもとより、公共職業安定所(ハローワ ーク)や教育機関、障害福祉サービス事業所等との連携に努めます。

相談支援体制の充実及び市民の理解・交流の促進

障害のある人が地域で安心して自立した日常生活又は社会生活を送るためには、一人ひとりの障害に応じた様々なサービスを組み合わせて支援できるよう、また、施設入所及び入院している人の地域生活への移行を促進するために、福祉、保健、医療、教育等関係機関や、障害福祉サービス事業所と連携しながら、相談支援の充実を図ります。

そして、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、市民への啓発により障害のある人とない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。

障害のある児童の支援の提供体制の整備

障害福祉サービス及び児童福祉法による障害児通所支援など、専門的支援の充実の観点から、福祉、保健、医療、教育等関係機関と連携を図りながら、障害のある児童及びその家族を総合的に支援できるよう努めます。

地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどの様々な支援を切れ目なく提供できるようにするため、地域生活支援拠点等の整備について検討していきます。

第4章 障害福祉サービスの整備目標及び見込量

1.障害福祉サービスに関する整備目標

(1) 平成29年度に向けた障害福祉サービスの整備目標

国の「基本指針」で基本的な整備目標とされている、次の2つの柱に沿って、 必要な障害福祉サービスの整備を進めていきます。

(抜粋~障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の 確保に係る目標における基本的事項~)

平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。



障害福祉サービスの見込量

(2) 平成29年度における本市の障害福祉サービスの整備目標

施設入所者の地域生活への移行

国の「基本指針」では施設入所者の地域生活への移行を重要な課題として、現在の入所者の12%以上を地域生活へ移行することとされています。

本市では、下記の目標の実現のために、「第6章 目標実現のための方策(P. 19~P.21)の1.~3.」により、相談支援の充実、地域生活に必要なサービス提供体制の整備、情報提供の充実を図り、引き続き地域生活への移行に努めます。

項目	人数等	備考
【平成25年度末】 施設入所者数	139人	平成25年度末の施設入所者数



【目標値】	14人	平成29年度末までに施設入所から地域生活へ移行する 人数	
地域生活移行者数	(10.1%)	()内は地域生活移行者数を全入所者数で除した値	
【目標值】	3人	平成29年度末段階での差引減少見込数	
入所者数削減見込	(2.2%)	()内は削減見込数(3人)を全入所者数で除した値	

参	【現状値】 施設入所者数	137人	平成26年9月末現在の施設入所者数
考	【現状値】 地域生活移行者数	18人	平成26年9月末までに施設入所から地域生活へ移行した 人数

福祉施設利用者の一般就労への移行

国の「基本指針」では、平成29年度の目標を平成24年度実績の2倍以上にすることとされており、本市では、平成24年度実績の1割増、直近の平成25年度実績の4割増の23人を目標値としています。

本市では、下記の目標の実現のために、「第6章 目標実現のための方策 (P.19~P.21)の1.及び3.」により、関係機関との連携による相談 体制の充実、並びに、市民及び企業への情報提供の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

項目	人数等	備考
【平成24年度】 年間一般就労移行者数	21人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
参 平成25年度一般就労 考 移行者数	16人	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数



【目標值】		
年間一般就労移行者数	23人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1)訪問系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成24年度から平成26年度までの利用実績を勘案し、平成27年度から平成29年度までの利用者数を推計しています。

1か月当たりの利用時間については、年度毎にサービスの利用者1人1か月当たりの平均利用時間を勘案して見込量としています。

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

区分		単位	27年度	28年度	29年度
日ウム袋	利用者数	人	259	275	292
居宅介護	見込量	時間	4,082	4,155	4,230
香度註問 介護	利用者数	人	4	4	4
重度訪問介護	見込量	時間	152	152	152
同行控链	利用者数	人	35	37	39
同行援護	見込量	時間	624	659	695
行動援護	利用者数	人	37	41	46
打 割 抜	見込量	時間	848	940	1,055
合計	利用者数	人	335	357	381
	見込量	時間	5,706	5,906	6,132

(2)日中活動系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成24年度から平成26年度までの利用実績、さらにサービス事業所の新規開設及び定員増等の見込みを勘案し、平成27年度から平成29年度までの利用者数を推計しています。

1か月当たりの利用日数(人日)については、年度毎にサービスの利用者1人1か月当たりの平均利用日数に利用者数を乗じて見込量としています。

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	27年度	28年度	29年度
井 江 〈 崔	人	381	388	395
生活介護	人日	7,036	7,165	7,294
自立訓練(機能訓練)	人	3	3	3
日立訓練 (1茂化訓練)	人日	35	35	35
自立訓練(生活訓練)	人	53	53	53
日立訓練(土/白訓練)	人日	521	521	521
就労移行支援	人	37	37	37
机力修打义按	人日	552	552	552
就光继续去探(A刑)	人	75	76	77
就労継続支援(A型) 	人日	1,500	1,520	1,540
就兴继结古塔(D刑)	人	248	252	256
就労継続支援(B型)	人日	3,991	4,054	4,119
療養介護	人	30	30	30
た	人	119	124	127
短期入所	人日	576	601	615

(3)居住系サービス

居住系サービスについては、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、施 設入所者の地域生活への移行における数値目標を勘案して推計しています。

居住系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	27年度	28年度	29年度	
共同生活援助	人	107	112	117	
施設入所支援	人	137	136	136	

(4)計画相談支援等

計画相談支援等については、平成24年度の法改正により創設されています。 計画相談支援については、障害福祉サービス利用者に順次普及し、相談支援の充 実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援については、アンケート結果により、今後3か年を見込んでいます。

計画相談支援等の見込量(1か月当たり)

区分	単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人	644	745	847
地域移行支援	人	1	2	3
地域定着支援	人	5	7	9

(5)障害児通所支援、障害児相談支援

児童福祉法による障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援)については、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成24年度から平成26年度までの利用実績を勘案して、平成27年度から平成29年度までの利用者数を推計しています。

障害児通所支援及び障害児相談支援の実績及び見込量(1か月当たり)

区分	単位	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度
旧辛妥辛士福	人	163	174	202	212	222	233
児童発達支援	人日	1,045	1,024	1,414	1,484	1,554	1,631
放課後等デイサービス	人	71	85	102	109	116	123
が味をもとして	人日	407	465	487	545	580	615
保育所等訪問支援	人	2	1	3	4	5	6
休月川寺初向又拨	人日	3	1	3	4	5	6
医療型児童発達支援	人	11	6	3	3	3	3
医原至儿里光连又扬	人日	66	29	30	30	30	30
障害児相談支援	人	1	0	190	265	291	319

児童福祉法によるサービスの概要

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団					
元里光连义按	生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。					
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練					
が味を守りてりって入	や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。					
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門					
体目が守切可义族	的な支援や助言を行うサービスです。					
医療型児童発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行う					
区原空元里光连又按	サービスです。					
障害 児相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切					
<u>PETC相談又接</u>	なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。					

第5章 地域生活支援事業の推進

1.地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく国の地域生活支援事業実施要綱に定められる事業であり、本市では、地域の特性や利用者の状況に応じ、計画的に事業実施しています。

2. 各事業の実施内容

1.相談支援事業(障害者生活支援センター)

障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な 援助を行います。

2. 成年後見制度利用支援事業

物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。

3. 意思疎通支援事業等

聴覚障害及び視覚障害のある人に、手話通訳、要約筆記及び点字等により、意 思疎通の円滑化を図ります。

4. 日常生活用具給付等事業

在宅の重度の障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進のために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

5.移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、必要不可欠な外出及び余暇活動 等の社会参加のための外出の支援を行います。

6.日中一時支援事業

在宅の障害のある人等に対し、通所施設で日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。

7. 地域活動支援センター事業

在宅の障害のある人等に対し、通所施設で創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

地域生活支援事業の第3期実績及び第4期見込量(年間)

区分	単位	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支 援事業	件	5	5	9	10	11	12
意思疎通支援事業	件	1,245	1,232	1,150	1,200	1,200	1,200
日常生活用具給付等 事業	件	4,427	4,317	4,451	4,400	4,400	4,400
移動支援事業	時間	29,913.5	28,564.5	28,862	29,151	29,443	29,737
日中一時支援事業	時間	66,971	70,737	74,255	77,968	81,866	85,959
地域活動支援セン ター事業	か所	5	5	5	5	5	5

成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成件数。

第6章 目標実現のための方策

この障害福祉計画では、障害のある人が地域で安心して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を送るために数値目標及び必要なサービスの見込量を定め、そのための方策を、包括的な視点に基づき、次のとおり設定します。

1.相談支援の充実

それぞれの障害に応じた身近な場の相談支援の充実とともに、施設や病院に長期入所等していた障害のある人の地域生活移行や福祉施設利用者の一般就労への移行に向けて、それぞれの移行前、移行後の相談支援の充実が必要です。

障害のある人が生活の身近な場で気軽に相談できるよう、障害者生活支援センターや身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携するなど、引き続き、様々な障害種別に対応した相談体制の充実に努めます。

計画相談支援等の普及を一層促進するため、特定相談支援事業所、障害 児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び地域自立支援協議会との 連携、並びに、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の資質向上 に取り組んでいきます。これにより、入所施設等からの地域生活への移行 や、重度障害のある人への支援、介護保険サービスへの移行に際しての障 害の状態の把握などに努めます。

○ 一般就労への移行に向けては、公共職業安定所や障害者就業・生活支援 センター等関係機関との連携により、移行前、移行後の相談体制の充実を 図ります。

2.地域生活に必要なサービス提供体制の整備

国では、障害のある人の地域生活への移行をさらに進めることとしており、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けて、障害のある人の地域生活を支援するサービス提供体制の整備等が求められています。

それぞれの障害に応じた必要な障害福祉サービスを提供できるよう、京都府の取り組みと連携してサービス提供体制の整備に努めます。

障害のある人及び児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふ さわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な地域生活 支援事業を実施すると共に、地域自立支援協議会及び福祉、保健、医療、 教育等関係機関と連携して、サービス提供体制の整備等に努めます。

障害のある人やその家族が、制度等の内容について十分理解されるよう、 広報・啓発の充実を図ります。

3.情報提供の充実

障害のある人が様々なサービスや社会資源を活用しながら地域で生活を送る ためには、相談支援の充実とともに、多様な情報をそれぞれの障害の状態に応じ て入手し、伝達できるようにする取り組みが必要です。また、障害のある人の雇 用促進を図るため、市民及び企業への広報・啓発の充実が必要です。

障害の状態に応じて情報を入手し伝達する方法が選択でき多様な情報が利用できるよう、手話通訳や要約筆記、点字等により、障害特性に配慮した取り組みを進めます。

○ 障害のある人の雇用促進を図るため、「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、市民及び企業に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコーチ支援やトライアル雇用など、国の各種雇用促進施策の情報提供に努めます。

4.計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に 調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することそ の他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされています。

宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば、計画の見直しその他の改善を図ります。

PDCAサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

参考資料

1.第4期宇治市障害福祉計画策定の経過

年	月		事 項	
2 6	8	宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会	第3期宇治市障害福祉計画における数	牧値目標の達成状
			況の報告	
			第4期宇治市障害福祉計画の策定の幸	股告
	9	アンケート調査	(1)障害者手帳を持つ人	
			配付数	
			身体障害者手帳所持者	1,932名
			療育手帳所持者	1,151名
			精神障害者保健福祉手帳所持者	917名
			回収結果	
			回収数	1,989
			有効回収数	1,989
			有効回収率	49.7%
			(2) 発達障害のある人	
			配付数	102 名
			回収結果	
			回収数	29
			有効回収数	29
			有効回収率	28.4%
	1 1	宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会	アンケート結果の報告	
			第4期宇治市障害福祉計画(初案の第	K)の報告
	1 2	 宇治市議会文教福祉常任委員会	 アンケート結果の報告	
			第4期宇治市障害福祉計画(初案)の	D報告
			パブリックコメント実施の報告	
	l			

年	月	事	項
2 6	12	パブリックコメントの実施	募集期間 平成 26 年 12 月 17 日から 平成 27 年 1 月 16 日まで
			周知方法 市政だより
			宇治市ホームページ
			障害福祉課及び行政資料コーナーの資料配架
			市公共施設等への資料配架
			提出意見
			117人(220件)
			第4期宇治市障害福祉計画(初案)及び
			パブリックコメント実施について
			開催日時
			平成 26 年 12 月 18 日 宇治作業所なかまの会
			平成26年12月19日 宇治市障害者施設保護者連絡
			슾
			宇治作業所 平成 26 年 12 月 22 日 宇治作業所
			平成 27 年 1月 7日 志津川福祉の園
			平成 27 年 1月 8日 槇島福祉の園・宇治川福祉の
			園
			平成27年 1月 9日 天ヶ瀬きぼうの家
			宇治市視覚障害者協会
			平成 27 年 1月 13日 宇治市ろうあ協会
2 7	2	宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会	パブリックコメント実施結果の報告
			第4期宇治市障害福祉計画(最終案)の報告
	3	宇治市議会文教福祉常任委員会	パブリックコメント実施結果の報告
			第4期宇治市障害福祉計画(最終案)の報告

2. 宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会委員名簿

平成27年3月現在

区分	団体名等	委員名	役職等	備考
学識経験者	同志社大学	井岡勉	名誉教授	会長
子邮件包	龍谷大学短期大学部	加藤 博史	教授	
宇治市議会	宇治市議会議員	河上 悦章	文教福祉常任委員会委員長	
	宇治市肢体障害者協会	羽野 力	会長	
	宇治市視覚障害者協会	今里 忠幸	会長	
	宇治市ろうあ協会	川分 進二	副会長	
	宇治市難聴者協会	工藤 由紀子	事務局	
	宇治市障害児・者父母の会	松村 祐子	会長	
	(福)宇治市社会福祉協議会	曽谷 武	副会長	副会長
	宇治市民生児童委員協議会	円尾 幸子	理事	
	(福)山城福祉会	新谷 昭	槇島福祉の園園長	
関係団体	(福)同胞会	石崎 蓉子	同胞の家施設長	
	(福)宇治東福祉会	西山治	常務理事	
	(福)不動園	犬伏 俊博	常務理事	
	(福)宇治福祉園	杉本 一義	理事長	
	(福)かおり福祉会 かおり之園	大野 雅史	園長	
	宇治久世医師会	大石 嘉啓	監事	
	宇治久世歯科医師会	貴志 有望	産業歯科福委員長·障害者歯 科委員	
	京都府南部の精神保健福祉を考える会かわせみ	太田 敏子	副理事長	
	京都府山城北保健所	藤嵜 美貴子	福祉室長	
	京都府宇治児童相談所	相馬 昇司	所長	
	宇治公共職業安定所	杉村 俊哉	次長	
関係機関	宇治市校長会	林 文康	三室戸小学校 校長	
	京都府立宇治支援学校	平岡 克也	副校長	
	山城北圏域障害者総合相談支援センター ういる	窪田 忍	センター長	
	障害者就業・生活支援センターはぴねす	畑 芳博	センター長	
宇治市	宇治市	佐藤 政紀	健康福祉部長	

宇治市障害福祉計画

第4期<平成27年度 平成29年度>

【改定版】

平成29年8月

発行 宇治市福祉こども部障害福祉課 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33 電話 0774-22-3141(代)